

鳥取県公報

選挙管理委員会告示

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起と同日が休日は、その翌日)

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和四十三年七月七日執行の参議院議員の通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 選挙長

米子市明治町八番地 加藤 章

二 選挙長の職務代理人

鳥取市西町四丁目二一〇番地 亀田 博

三 選挙分会长

米子市明治町八番地 加藤 章

四 選挙分会长の職務代理人

鳥取市西町四丁目二一〇番地 亀田 博

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

参議院議員の通常選挙における選挙長等の選任
場所
参議院議員の通常選挙における選挙長等が事務を行なう
場所
参議院地方選出議員の選挙における立会演説会の開催計
画
参議院地方選出議員の選挙において行なわれる立会演説
会における演説の順序を決定するくじを行なう日時等
参議院議員の通常選挙に用いる投票用紙の様式
参議院議員の通常選挙における仮投票用封筒等に押すべ
き印
参議院地方選出議員の選挙において候補者一人につき選
挙運動に関して支出することができる金額
参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の
申請の期限
参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の
掲載の順序のくじを行なう日時等
参議院全般選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲
載の順序のくじを行なう日時等
参議院全般選出議員の選挙における候補者の氏名等の掲
載の順序のくじを行なう日時等
参議院議員の通常選挙において候補者が十人をこえるとき等のくじを行なう場所
参議院議員の通常選挙における選挙会等の場所等

行なう。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同法同条第一項の規定により告示する。

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法(昭和二十五年法律第百零二号)第百五十五条第一項により告示する。

- 一 立会演説会の方法 班別編成の方法
 二 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

日	時	会場
" 二十三日	" 二十二日	" 二十一日
日 土	金	木
" 八時	" 八時	" 八時
八時 一時三十分	一時三十分	一時三十分
米子市	岸本町	東吉田町
明道小学校	岸本中学校	倉吉福祉会館
" 二十二日	" 二十一日	" 二十日
" 八時	" 八時	" 八時
八時 一時三十分	一時三十分	一時三十分
米子市	岸本町	東吉田町
明道小学校	岸本中学校	倉吉小学校
" 二十一日	" 二十日	" 十九日
" 八時	" 八時	" 八時
八時 一時三十分	一時三十分	一時三十分
米子市	岸本町	東吉田町
明道小学校	岸本中学校	倉吉小学校
" 二十日	" 十九日	" 十八日
" 八時	" 八時	" 八時
八時 一時三十分	一時三十分	一時三十分
米子市	岸本町	東吉田町
明道小学校	岸本中学校	倉吉小学校
" 十九日	" 十八日	" 十七日
" 八時	" 八時	" 午後一時三十分
八時 一時三十分	一時三十分	一時三十分
米子市	岸本町	東吉田町
明道小学校	岸本中学校	倉吉小学校
" 十八日	" 十七日	" 六月
" 八時	" 八時	" 月
八時 一時三十分	一時三十分	午後一時三十分
米子市	岸本町	東吉田町
明道小学校	岸本中学校	倉吉小学校
" 十七日	" 六月	" 日

三 一の班に所属することができる候補者の数及び演説の時間

候補者の数
四人以内
四十分以内

"	三日	"	二日	"	一日	"	三十日	"	二十九日	"	二十八日	"	二十七日	"	二十六日	"	二十五日	"	二十四日	"	一時三十分	
水	火	月	日	土	金	木														溝	口	町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	江	府	町
八時	一時三十分	八時	一時三十分	八時	一時三十分	八時	一時三十分	八時	一時三十分	八時	一時三十分	八時	一時三十分	八時	一時三十分	八時	一時三十分	八時	江	府	町公民館	
鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	根雨公会堂	溝口小学校	溝口小学校	
鳥取市民会館	谷小学校	智頭小学校	河原小学校	青谷小学校	倉吉中学校	大栄中学校	赤穂中学校	米子中学校	西伯中学校	赤穂高等學校	由良小学校	赤穂農業會館	中部農業會館	三朝中學校	三朝中學校	三朝中學校	大山第二中學校	大山第二中學校	淀江小学校	淀江小学校	大山町	大山町
																			野町	南町	江南町中央公民館	
																			根雨公会堂	溝口小学校	溝口小学校	
																			江府町	江府町	江府町	

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和四十三年七月七日執行の參議院地方選出議員の選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十六条の二第二項に規定する最

初に行なわれる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行なう日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十三年六月十四日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和四十三年七月七日執行の参議院議員の通常選挙に用いる投票用紙の

様式は、次のとおりとする。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

折目

折目

折目

○注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうほしゃしやめい
候補者氏名

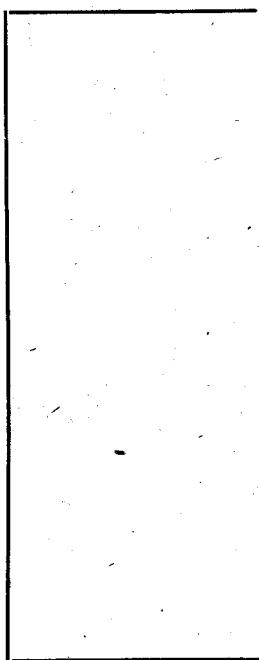
参議院地方選出議員選挙投票

鳥取県選挙管理委員会印

備考

- 1 用紙は、白色とし、文字は、黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選舉管理委員会の印は、刷込式とする。

裏



表

参議院地方選出議員選挙投票



折目

折目

折目

参議院全国選出議員選挙投票



こう ほ しや しめ 名 氏 者 候

- 意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

表

参議院全国選出議員選挙投票

鳥取県
選挙管理
委員会印

昭和四十三年七月七日執行の参議院議員の通常選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は三百七十四万七千二百円であるので、同法第一百九十六条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の申請の期限を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十八条第一項の規定により六月十八日と定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員長 加藤 章

章

備考

- 1 用紙は、淡紅色とし、文字は、赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管

理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

昭和四十三年六月二十五日 午後五時十分

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

昭和四十三年六月二十二〇番地

昭和四十三年六月十三日

一 日時 昭和四十三年六月十八日 午後五時十分
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和四十三年七月七日執行の参議院全国選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員長 加 藤 章

昭和四十三年六月二十三日 午前十一時
一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和四十三年七月七日執行の参議院全国選出議員の選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第六十八条第一項の規定により次のとおり定めたので、同規程同条同項の規定により告示する。

昭和四十三年六月二十二〇番地

昭和四十三年六月十三日

昭和四十三年六月二十二〇番地

昭和四十三年六月二十二〇番地
一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和四十三年七月五日 午前十一時十分
一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
二 全国選出議員の選挙
日時 昭和四十三年七月五日 午前十一時
一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
二 全国選出議員の選挙
日時 昭和四十三年七月五日 午前十一時十分

昭和四十三年七月七日執行の参議院議員の通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤

章

一
選挙会

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

日時 昭和四十三年七月十一日 午後一時

二
選挙分会

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

日時 昭和四十三年七月十一日 午後一時三十分